

# 節税しながら老後に蓄え

広告

現役引退後の生活資金を支える「小規模企業共済」制度。掛金全額が「所得控除」となるため、節税しながら老後資金を蓄えられる制度として注目を集めている。昨年4月からは、配偶者や子への事業承継の場合も、従来より多くの共済金が受け取れるように改正。制度のメリットや顧客の課題解決に向けたツールとしての期待などについて、中国銀行の宮長雅人頭取に聞いた。



中国銀行 宮長 雅人 頭取

「中長期計画について、ポイントをお聞かせください。」  
 本年3月に長期経営計画である「ちゅうぎん10年戦略・Vision2017未来共創プラン」を発表いたしました。お客さまの利益と当行の利益が結びつき相互に発展する、持続可能なビジネスモデルを構築するために「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」という長期ビジョンを策定しております。  
 長期ビジョン達成に向けたフレームワークのポイントは「豊かな未来を創る取組み」と「経営の土台を創る取組み」の2つです。

「豊かな未来を創る取組み」とは、役職員がスキルアップしてサービスの付加価値や情報の質を上げ、組織力を活かすことにお客さまへサービスを提供する機会の拡大をおこなう取組みです。  
 「経営の土台を創る取組み」とは、「豊かな未来を創る取組み」を実現するために組織改革をおこない、体制を再構築する取組みです。

「小規模企業共済制度は、お客さまへライフプラン(資産形成、資産運用、資産承継)の提案材料として活用できると思います。その点についてどのように考えていますか。」  
 個人事業主の方々や小規模企業の経営者の方々は、現役引退後の生活資金や事業承継問題など悩みを抱えた方も多くいらっしゃいます。

そんな悩みのひとつである現役引退後の生活資金の確保に、毎月の掛金が「所得控除」となり、将来受取る共済金で「地域活性化」のためには、まだ当行とお取引いただいていないお客さまを訪問し、顧客基盤の拡大を図るとともにお客さまの課題解決を継続的にこなすべく必要があり。そのためにも、まずお客さまの経営上の課題を把握しなければなりません。

## ライフプランに寄り添った制度

「顧客拡大のためのドーナツツールとして小規模企業共済制度は活用できると思いますが、その点についてどのように考えていますか。」  
 地域金融機関の使命である「地域活性化」のためには、まだ当行とお取引いただいていないお客さまを訪問し、顧客基盤の拡大を図るとともにお客さまの課題解決を継続的にこなすべく必要があり。そのためにも、まずお客さまの経営上の課題を把握しなければなりません。  
 小規模企業共済制度は、現役引退後の生活資金に対する悩みに触れることで今後の事業展望や事業承継に対するお考えなどについても触れることができる有益なドーナツツールです。  
 今後も引き続きお客さまのニーズに合ったサービスを速やかに提供することで、地域のお客さまに「選ばれ」信頼される「銀行を目指してまいります。」

法改正により、下表①②の場合、「準共済金」から「共済金A」へ引き上げられ、より金額が多く受け取れる。事例1のAさんが受け取る金額は、法改正前だと「準共済金」725万8500円だが、改正後は「共済金A」の835万9200円になる。しかも一括受け取りの共済金は「退職所得扱い」となり税制メリットが大きい。  
 事例2の会社役員Bさんも、掛金の所得控除に加えて、③のとおり引き上げられ、65歳で退任すれば「共済金B」の797万6400円を受け取れる。  
 共済金を分割(年6回)で受け取る場合も「公的年金等の雑所得扱い」となり税制上のメリットがある。

### ◎法改正による共済事由の変更

地位	共済事由(主なもの)			解約事由
	A共済事由	B共済事由	準共済事由	
個人事業主	・個人事業の廃業など	・老齢給付 15年以上掛金を納付した65歳以上の人が請求できる	① 配偶者または子に事業を全部譲渡 ② ①に伴い、共同経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡	・任意解約 ・掛金の滞納による契約解除など
共同経営者	・廃業に伴う退任など	・老齢給付 15年以上掛金を納付した65歳以上の人が請求できる	③ 65歳以上の退任 ※疾病または負傷による退任は、55歳未満の退任は引き続き「準共済事由」となる	
会社等役員	・会社等の解散など	・老齢給付 ・疾病または負傷による退任など		

### ◎共済金の受取事例

事例1	個人事業主 Aさん	課税所得 400万円 毎月の掛金 3万円
加入	1年 2年 3年 …… 20年	36万 36万 36万 …… 36万 36万
1年間の掛金	合計36万円	毎年の節税額 10万9500円
20年間の掛金合計額	720万円	子に事業を全部譲渡
(法改正後)	835万9200円	共済金A
(法改正前)	725万8500円	準共済金

  

事例2	会社役員 Bさん	課税所得 400万円 毎月の掛金 3万円
加入	1年 2年 3年 …… 20年	36万 36万 36万 …… 36万 36万
1年間の掛金	合計36万円	65歳で退任
20年間の掛金合計額	720万円	
(法改正後)	797万6400円	共済金B
(法改正前)	725万8500円	準共済金

